

議案第三十六号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区体育施設等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第三号）の一部を次のように  
改正する。

別表第四（四）運動場の部の次に次のように加える。

（四）二 小運動場

施設区分	使用区分	利用料金
上井草運動場	二時間につき 一面	八円

別表第四付記４中「（四）」を、「（四）、（四の二）及び（十）」に改める。  
附 則

1 この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日  
から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例別表第四四の二に規定する小運動場の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

上井草運動場の小運動場の利用料金を定める等の必要がある。